

## 目次

' 22 7月31日訂正版

### 第1篇 JRの運賃・料金

Introduction 1：はじめに

No.1：JR運賃・料金 ①（運賃と料金、乗車券類の発売時期、年齢区分）

No.2：JR運賃・料金 ②（運賃の算出）

No.3：JR運賃・料金 ③（運賃計算の特例）

No.4：JR運賃・料金 ④（運賃の割引） 本資料に掲載

No.5：JR運賃・料金 ⑤（料金の種類）

No.6：JR運賃・料金 ⑥（料金計算の例外）

**番外**：山陽・九州新幹線、東北・北海道新幹線の料金

No.7：JR運賃・料金 ⑦（乗継割引）

No.8：JR運賃・料金 ⑧（団体旅客の取扱い）

No.9：JR運賃・料金 ⑨（乗車券類の有効期間）

No.10：JR運賃・料金 ⑩（乗車券類の払戻し）

No.11：JR運賃・料金 ⑪（乗車変更、運行不能、列車の遅延、乗車券類の紛失）

### 第2篇 貸切バスの運賃・料金計算

No.12：貸切バスの運賃・料金

### 第3篇 宿泊料金の計算

No.13：宿泊料金の計算

### 第4篇 フェリーの運賃・料金計算

No.14：フェリーの運賃・料金の計算

### 第5篇 国内航空の運賃・料金の計算

No.15：国内航空の運賃・料金 ①（航空運賃と航空券の規則）

No.16：国内航空の運賃・料金 ②（さまざまな航空運賃）

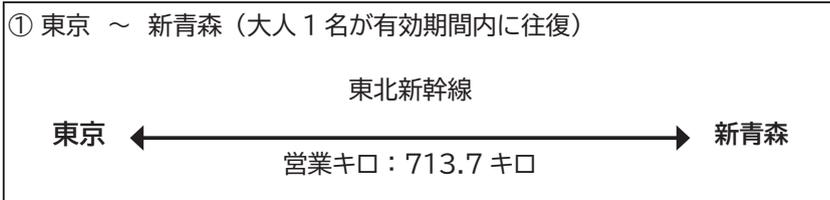
# No.4：JR運賃・料金④（運賃の割引）

これ以前のNo.3までは、大人と小児の正規の運賃の算出方法を見てきました。

ところが、JRには運賃についてさまざまな割引制度があります。これらの中で、旅行管理者試験に必要な知識は、① 往復割引 ② 学生割引 ③ 団体割引 の3つです。No.4ではこのうちの①と②について解説します。（③については、団体に関する他の知識とともにNo.8で扱います。） これらの割引制度は、料金には適用できませんので注意。

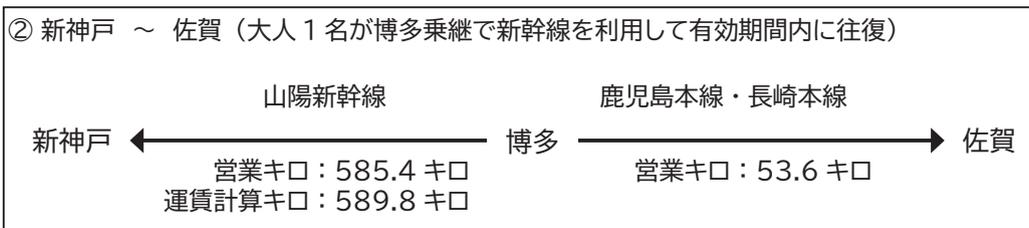
## 1. 往復割引

- a. 条件：2つの駅を同じ経路で有効期間内に往復乗車する場合、片道の営業キロが600キロを超えること。  
切り上げて601キロからで、600キロぴったりの場合はこの要件を満たしません。
- b. 割引内容：往路と復路の普通旅客運賃をそれぞれ1割引きする。 通常は往路と復路の運賃は同額です。
- c. 具体例：



### <計算方法>

- ・ 東京～新青森間の営業キロが600キロを超えるので、往復割引を適用できる。
- ・ 無割引の片道運賃額：713.7キロ → 714キロ → 10,340円（本州3社幹線用運賃表より）
- ・ 往路の10%引き：10,340円 × (1 - 0.1) = 9,306円 → 9,300円（10円未満切り捨て\*）
- ・ 復路も同様に計算して9,300円
- ・ 往復合計：9,300円 + 9,300円 = 18,600円



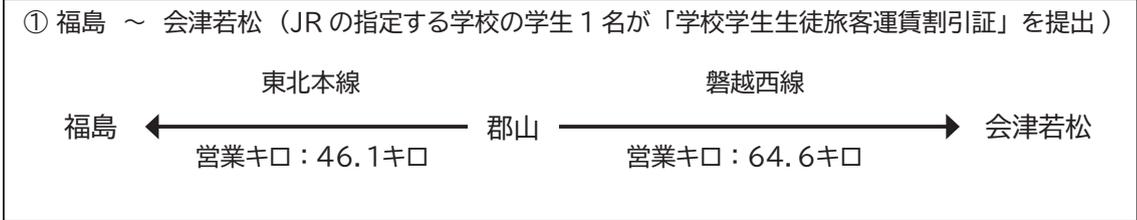
### <計算方法>

- ・ 新神戸～佐賀間の営業キロが600キロを超えるので、往復割引を適用できる。
- ・ 本州～九州にまたがる行程であるので、JR九州の区間では加算額が必要。
- ・ 無割引の片道運賃額：
- ・ 基準額は589.8 + 53.6 = 643.4 → 644キロ → 10,010円（本州3社幹線用運賃表より）。
- ・ 加算額は、53.6 → 54キロ → 140円（JR九州の加算額表より）
- ・ またがり運賃は、10,010円 + 140円 = 10,150円
- ・ 往路の10%引き：10,150円 × (1 - 0.1) = 9,135円 → 9,130円（10円未満切り捨て\*）
- ・ 復路も同様に計算して9,130円
- ・ 往復合計：9,130円 + 9,130円 = 18,260円

\* これを、は数整理といいます。

2. 学生割引

- a. 条件：JRの指定する学校の学生又は生徒が、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を旅行する場合で、「学校学生生徒旅客運賃割引証」を提出すること。いわゆる「学割証」です。
- b. 割引内容：大人普通旅客運賃の2割引する。
- c. 具体例：

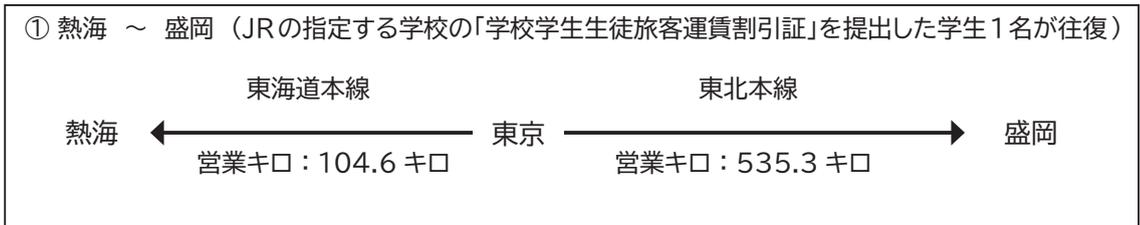


<計算方法>

- ・ 福島～会津若松間の営業キロが100キロを超えるので、学生割引を適用できる。
- ・ 無割引の運賃額：46.1 + 64.6 = 110.7 → 111キロ → 1,980円（本州3社幹線用運賃表より）
- ・ 運賃の20%引き：1,980円 × (1 - 0.2) = 1,584円 → 1,580円（10円未満切り捨て）  
これで決定です。

3. 往復割引と学生割引

往復割引と学生割引は、条件を満たせば2つの割引を重ねて適用できます。  
適用の順序に注意して、以下の具体例を見てください。



<計算方法>

- ・ 熱海～盛岡間の営業キロが600キロを超えるので、往復割引を適用できる。
  - ・ 「学校学生生徒旅客運賃割引証」を提出したので、学生割引を適用できる。
  - ・ 無割引の運賃額：104.6 + 535.3 = 639.9 → 640キロ → 9,790円
  - ・ まず、①往復割引を適用します。ここがポイント  
9,790円 × (1 - 0.1) = 8,811円 → 8,810円（10円未満切り捨て）
  - ・ 次に、②学生割引を適用します。次にこれです。  
8,810円 × (1 - 0.2) = 7,048円 → 7,040円（10円未満切り捨て）
  - ・ 復路も同様に計算して7,040円
  - ・ 往復合計：7,040円 + 7,040円 = 14,080円
- このとき乗車券には「復学割」と表示されます。往復割引と学生割引の意味です。

《資料》

営業キロ (運賃計算キロ)	片道運賃 (基準額)
101～120 km	1,980円
601～640 km	9,790円
641～680 km	10,010円
681～720 km	10,340円

営業キロ (運賃計算キロ)	加算額
61～70 km	140円
71～80 km	160円
121～180 km	220円



No.5

- (1) ○：正しい記述です。(新下関⇄博多間を含んで本州～九州を往復する場合、一方が新幹線利用、他方が在来線利用の場合も同じ経路とします。)
- (2) ×：学生割引を適用する場合、**区間を往復する必要はありません**。片道の行程でも適用できます。
- (3) ×：割引計算をして、10円未満のは数が出たときは、10円未満の額は**切り捨て**ます。
- (4) ○：正しい記述です。割引の順序に注意しましょう。
- (5) ○：広島～金沢間は営業キロで600キロを超えているため往復割引が適用できます。  
 $448.3 + 176.6 = 624.9 \rightarrow 625 \text{ キロ} \rightarrow 9,790 \text{ 円}$   
 $9,790 \text{ 円} \times 0.9 = 8,811 \text{ 円} \rightarrow 8,810 \text{ 円}$   
 $8,810 \text{ 円} + 8,810 \text{ 円} = 17,620 \text{ 円}$
- (6) ○：東京～角館間は**営業キロで600キロを超えない**ため、往復割引は適用できません。  
よって、通常の片道運賃を求めて2倍します。  
幹線と地方交通線にまたがっているため、 $535.3 + 64.7 = 600.0$ (運賃計算キロ)  $\rightarrow 9,460 \text{ 円}$   
 $9,460 \text{ 円} \times 2 = 18,920 \text{ 円}$
- (7) ×：滝川～富良野間は**営業キロで100キロを超えている**ため学生割引が適用できます。  
 $53.3 + 60.3 = 113.6 \rightarrow 114 \text{ キロ}$  (運賃計算キロ)  $\rightarrow 2,420 \text{ 円}$   
 $2,420 \text{ 円} \times 0.8 = 1,936 \text{ 円} \rightarrow 1,930 \text{ 円}$       割引の可否は営業キロ、運賃は運賃計算キロを用います。
- (8) ×：新横浜～倉吉間は営業キロで600キロを超えているため往復割引適用できます。  
また、学生割引も適用するときは、**先に往復割引**を算出し、次に学生割引を適用します。  
 $484.3 + 270.1 = 754.9 \rightarrow 755 \text{ キロ} \rightarrow 10,670 \text{ 円}$   
 $10,670 \text{ 円} \times 0.9 = 9,603 \text{ 円} \rightarrow 9,600 \text{ 円}$   
 $9,600 \text{ 円} \times 0.8 = 7,680 \text{ 円}$   
 $7,680 \text{ 円} + 7,680 \text{ 円} = 15,360 \text{ 円}$